

令和6年度 第2回市川市環境審議会 会議録

熊谷会長

みなさん、おはようございます。それでは只今より令和6年度第2回市川市環境審議会を開会いたします。まずは事務局から定足数、会議の公開・傍聴についてお願いいたします。

事務局（総合環境課主幹）

本日の会議の出席状況ですが、出席予定でまだお見えになっていない委員が2名いらっしゃいますが、現在、12名の委員の方にご出席いただいております。「市川市環境審議会条例」第6条第2項において、委員の半数以上の出席と定められておりますことから、本日の会議は、定足数に達しております。

次に、本日の審議会の公開・非公開の取扱いについてですが、本日の議題には非公開情報は含まれておりませんので、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」では「公開」の扱いとなります。本日の審議会について、公開することとしてよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは公開することといたします。本日、傍聴を希望される方が2名いらっしゃいます。傍聴希望者にお入りいただきます。

（傍聴者入室）

それでは、会長に進行をお戻しいたします。

熊谷会長

それでは1つめの議題に入りたいと思います。「第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定について」 前回の諮問を受けての審議でございます。事務局から資料の説明をお願いします。

事務局（総合環境課長）

総合環境課長の西倉でございます。よろしくお願いたします。それでは、お配りしている資料に沿ってご説明いたします。最初に議題1、第三次市川市地球温暖化対策実行計画の策定について、資料1-1をご覧ください。

現行計画の課題について、ご説明いたします。前回の審議会でご説明したとおり、現行計画の課題として本市の二酸化炭素排出量の約半分を占める産業部門、とくにその大部分を占める製造業について現行の推計方法では県全体のエネルギー量を県と市の製造品出荷額で按分して算出しているため、市内には所在していない大きな製鉄所などの排出量が本市の排出量に含まれてしまっているため実態と乖離していることが挙げられます。県の産業構造と市の産業構造が異なっているにも関わらず按分していることが要因となっております。この課題を解決するため、委託業者のほか国立研究開発法人産業技術総合研究所の専門家の協力をいただきながら、新たな推計方法を検討してまいりました。

事務局(総合環境課長)

2 新たな推計方法をご覧ください。産業部門の製造業のうち、影響の大きい9業種、この9業種は産業分類の製造業24種類のうち、下に示している①～⑨の業種になります。これらにおいて、可能な限り実測値に基づいた推計方法を採用することとしました。表をご覧ください。産業部門は製造業と農林水産鉱建設業の二つに分かれております。現行の製造業の二酸化炭素排出量推計方法は各エネルギー消費量に対して県と市の製造品出荷額での按分を乗じて、それに排出係数を乗じて算出しております。今回、実施した新たな方法では、まず9業種とそれ以外に分けます。そして、9業種をさらにAとBに分けます。Aは省エネ法に基づく報告義務のある年間エネルギー使用量が原油換算1,500kL以上の事業者であり国の制度により公表されている二酸化炭素排出量の実測値を採用します。BはA以外の中小規模事業所でありAを除いた全国の1事業所当たりの排出量原単位を算出し、市のA以外の事業所数を掛け合わせて算出します。9業種以外及び農林水産鉱建設業については事業所あたりの排出量は小さくなく、県と市の構造の違いも少ないことから現行と同様の方法で算出しております。なお、その他の部門の民生家庭、民生業務、運輸、廃棄物についても実態との大きな乖離が認められないことから算出方法は変更しておりません。

次に、3新計算方法での排出量の構成をご覧ください。左の棒グラフは現行での計算方法と新計算方法での二酸化炭素排出量の比較になります。産業以外の分野には変更がございませんので、一番上の青色、産業部門についての比較を示しております。現行計算では1,313kt-CO₂だったものが、新計算では478kt-CO₂となり6割ほど減っていることになります。これは上のグラフと見比べてみると、現行計算では49%を占めていた産業部門が新計算では26%となりました。これにより、本市では産業部門だけが突出して排出しているわけではないことが分かりましたので、これを踏まえ第三次区域施策編を策定していくこととなります。

続けて、資料1-2をご覧ください。こちらは第三次市川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)骨子(案)になります。左上の第1章 計画策定の背景等につきましては、地球温暖化のメカニズムや国内外の動向等を記載しています。その中で、1-2(2)国の動きとして現時点では2030年度までに46%削減、2050年にカーボンニュートラルを掲げておりますが、令和7年2月に2035年度の削減目標を国連へ提出することとなっておりますので、令和7年3月に策定される本計画にはその目標値を記載していきたいと考えております。

次に、第2章 計画の基本的事項をご覧ください。基本的事項の計画の位置付けについては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画であり、市川市環境基本計画の施策を推進するための実行計画になります。計画期間は2025年度から2030年度までの6年間です。計画の基本目標としては現時点では「(仮称)カーボンニュートラルシティに向けた市川市みんなのチャレンジ」としております。これは、本市が表明しているカーボンニュートラルシティに向けて市川市全体で挑戦していくことを掲げています。地域概要については、自然環境特性や社会環境特性を記載しています。

事務局(総合環境課長)

次に、第3章 二酸化炭素の排出状況をご覧ください。3-1では先ほどの資料1-1で説明した内容について、記載しております。そして、3-2. 二酸化炭素排出量の状況については新しい推計方法により基準年度である2013年度と直近で算出している2021年度の二酸化炭素排出量の表を示しています。新しい推計方法では、2013年度から2021年度までの間で、全体で13%削減となっています。部門ごとでは、民生家庭部門の削減率が22%と高く、一方の民生業務部門は10%と民生家庭部門に比べて低くなっております。これは、事務所等では費用面で設備導入が進みにくく家庭では省エネ家電の購入や再エネ設備の導入が進みやすいことが考えられます。

次に、第4章 二酸化炭素の削減目標をご覧ください。第三次区域施策編においても現行計画と同様に二酸化炭素削減目標を2030年度までに50%削減、2050年度までにカーボンニュートラルとします。グラフは基準年度の2013年度と直近年度の2021年度の実績、目標年度の2030年の削減目標量を示しています。2021年度から2030年度にかけて二酸化炭素排出量を減らしていくためには、右の矢印①と矢印②の2つで減らしていくことになります。

まず、矢印①は国の活動量からの推計である450.9kt-CO₂の削減とは電気の排出係数の削減になります。電気の排出係数とは、例えば電力会社が1kWhの電気を発電するためにどれだけ二酸化炭素を排出しているかを測る指標です。発電電力に排出係数をかけることで二酸化炭素排出量を計算しますので、排出係数が下がれば二酸化炭素排出量も削減されます。これは自治体規模ではなく、全国レベルで取り組むものとなります。この矢印①に足りない部分に矢印②として市の追加施策で330.2kt-CO₂を削減していきます。これは省エネルギーの推進や地域新電力会社による電力供給等の施策による削減となりますが、こちらについては本日、追加でお配りしましたA4の資料をご覧ください。

市の施策で2030年度までに330.2kt-CO₂を削減していくための内訳になります。

まず、上の表をご覧ください。主な施策として、家庭や業務など各分野で施策を進め241.6kt-CO₂を削減します。これは、国の地球温暖化対策計画のうち市川市で実施する対策について国の計画をもとに削減量を算出したものになります。

下の表に移り、再エネでは、太陽光発電、太陽熱や市域外からの導入で合わせて80.1kt-CO₂を削減していきます。次に、廃棄物発電は再エネとは別の考え方になるので分けて記載しておりますが、クリーンセンターによる廃棄物発電で7.6kt-CO₂を削減していきます。また、下に移り、森林吸収として0.9kt-CO₂を削減し、合計で330.2kt-CO₂を削減していきます。

これにより改正された地球温暖化対策推進法において自治体が区域施策編に定めるよう努めることとされた項目である再生可能エネルギーの導入目標を太陽光発電で135,138MWh/年、太陽熱利用で3,470MWh/年としていきたいと考えております。なお、この数値は現在詳細に算定しているところですので、今後修正の可能性があることをご承知おきください。

事務局(総合環境課長)

次に、資料1-2に戻っていただきまして、第5章 目標達成に向けた取り組みをご覧ください。まず、5-1. 市民・事業者・市のそれぞれの役割を記載しております。次に施策の体系及び施策の目標になります。基本目標「カーボンニュートラルシティに向けた市川市みんなのチャレンジ」のために、基本理念としてエネルギーの効率的利用、カーボンニュートラルに向けたまちづくりを掲げ、それを一人ひとりの率先的な脱炭素行動で実施していくこととしております。

続いて、エネルギーの効率的利用の取組項目については、公共施設の省エネ・創エネ対策、地域新電力会社による公共施設への電力供給、事業者・家庭への省エネ・創エネの推進、支援としており、その施策の目標を右に記載しております。施策の目標については改正された地域温暖化対策推進法において自治体が区域施策編に定めるよう努めることとされた項目になりますが、これから各所管課と調整していく事項のため現在は例示として記載しております。

次に、カーボンニュートラルに向けたまちづくりの取組項目については、廃棄物の抑制・リサイクルの推進、EV等の普及促進、EV充電器の整備促進、公共交通の利用促進、住宅・建築物の省エネ促進、緑地の保全、緑化の推進を掲げており、施策の目標は例示となります。一人ひとりの率先的な脱炭素行動の取組項目については、市民・事業者・大学との協働の推進、環境学習の推進、イベント等の実施、市民・事業者による環境行動の取り組みを掲げており、施策の目標は例示となります。

次に、第6章 地域脱炭素化促進事業をご覧ください。この章も改正された地域温暖化対策推進法において自治体が区域施策編に定めるよう努めることとされた項目です。地域脱炭素化促進事業というのは、市町村が住民や関係者、関係機関の合意形成を図り区域施策編で促進区域を定め、その区域内で事業者が再エネ事業を行う際には市へ事業計画を提出し、市がその計画を認可した場合、河川法等の許可等のワンストップ化や環境アセスの手続きの一部を省略できるものであります。

6-1 地域脱炭素化促進事業の目標として、再生可能エネルギーの最大限かつ効率的な利用を掲げております。

6-2 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）については、合意を得た地区、市有施設の屋根及び敷地、事業提案を受けた区域を考えており、これらは国が示した4類型のうちの3つになります。

合意を得た地区については、本市が申請した脱炭素先行地域の対象である妙典地区を想定しており、今後地元と合意形成を図ることが出来ましたら、本市の再エネ導入を強化していく地区として促進区域に設定するものです。次に、市有施設の屋根及び敷地については、公共施設に率先的に再エネ導入を図っていくものです。事業提案を受けた区域については、促進区域に設定されていなくても事業者からの提案があった場合、脱炭素化促進事業となるか判断し事業予定地を促進区域として設定するものです。

これにより、現時点では合意形成が難しく促進区域に設定できなくても、事業提案があった場合、事業を展開できる可能性があることとなります。

事務局(総合環境課長)

地域脱炭素化促進施設の種類としては、種類は太陽光発電、規模は詳細を調整中です。地域の脱炭素化のための取り組みとしては、地域脱炭素化促進施設から得られた電気を市域の住民、事業者に供給する取り組みとしております。地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき事項としては、①地域の環境の保全のための取り組みとして、太陽光パネル設置時の近隣への反射光の配慮、②地域の経済及び社会の持続的発展に資する取り組みとして、太陽光発電による電力供給に伴う収益の一部の地域経済還元としております。

次に、第7章 計画の推進方策をご覧ください。推進体制と進行管理については、庁内組織及び本審議会等、また市民や事業者とともに推進及び進行管理を行ってまいります。また、計画の推進については、PDCA サイクルに基づき推進・改善を実施してまいります。

資料の説明は以上となります。これから計画素案を作成していくにあたり、骨子案に加えるべきことや取り入れるべき視点など、様々なご意見をいただければと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

熊谷会長

ありがとうございました。只今、事務局から第三次市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の骨子（案）と市川市の産業の実態に則したCO₂の推計方法についてご説明がありました。ご質問やご意見などございましたら、挙手お願いいたします。

杉本委員

説明いただいた資料1-2第5章、施策の目標のところ、基本的には再エネ導入量何kWというような数字でよいと思いますが、併記として、再エネ導入量が二酸化炭素の削減量に相当するのか、また、結果を積み上げていくことで330.2kt-CO₂に達成できるということを併記した方がよいかと思えます。

また、市川市で取り組んでいる家庭用の太陽光パネル設置の補助金や電気自動車の補助金等を基に1件当たりの成果がCO₂削減量に換算できることから2030年度までには何件、あるいは毎年何件の補助金を出すと目標を達成できるといった形で、目標値までの積み上げの見立てをつけると進行管理上、モニタリングしやすくなると思いますので、ぜひご検討いただければと思います。

熊谷会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局（総合環境課長）

より見ただ目で分かりやすい指標・数字として示せるものがあれば検討させていただきます。

熊谷会長

達成可能なプランであるというのが示されていることも大事だと思いますし、それを達成していくという意味で、杉本委員の指摘された点が反映されると良いかなと思いますので、よろしく願いいたします。その他、ございますでしょうか。

石原委員

資料1-2第4章、計画の削減目標は市の施策が重要と考えており、施策内容の市域外からの再エネ電力の導入について、単に市域外から再エネ電気を買うというように見えてしまいます。もう少し詳しく記載しないと伝わらないと思うが、何か詳細を記載できるでしょうか。

熊谷会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局（総合環境課長）

市域内のポテンシャルから差し引いて算出したものを示しています。今年度、地域新電力会社を立ち上げますので、将来的に市域内で発電した電力を買い取り、市域内に供給していくことが大原則ですが、それでも追いつかないような場合として市域外からの導入を含ませているものです。

石原委員

不足する量が僅かであれば分からなくもないですが、もしかなり大きな量だとした場合、目標値330.2kt-CO2のうち半分以上を市域外から買うようでは、取り組んだ成果が少ないですし、日本全体としてはメリットになっていない気がします。市域内で足りないなら市域外から導入する考えでは甘いと思うが、どうお考えでしょうか。

熊谷会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局（総合環境課長）

基本的には先ほど資料（市の施策の内訳について）でご説明したとおり330.2kt-CO2の主な施策は省エネになります。その他に再エネ・創エネが入ってきます。第4章の数字だけ見るとその市域外からの再エネ電力の導入が大きな割合を占めているように見えてしまうかもしれませんが、省エネの推進を増やしていくことで市域外からの導入は抑えられると考えています。もちろん、ポテンシャル以上に太陽光発電等から得られるのであれば、市域外からの導入を減らすことを考えています。

石原委員

そうすると、不足分を市域外から購入して補填するものと捉えてしまうため、あまり強調されても困ると思います。そういう意見があることをお伝えしておきます。

熊谷会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局（総合環境課長）

いまのご意見を基に、また検討させていただきます。

熊谷会長

その他、ございますでしょうか。とくたけ委員お願いします。

とくたけ委員

資料1-2第3章、第4章の現況年度2021年度が基準年度と比べて13%ほど削減が
出来ているということで、2021年度の数字はコロナ禍で特別に減ったものか、確認を願
いします。

熊谷会長

事務局、お願いします。

事務局（総合環境課長）

コロナ禍の影響による低下は2020年度になっております。2021年度は産業が活発に
なってきて上昇しているところでありますので、コロナ禍の影響は比較的少ないと思
います。

とくたけ委員

影響がないのであれば問題ないと思いますが、何かしらの影響があるようでしたらミスリ
ードにならないようお願いできればと思います。もう1点、資料1-2第2章の計画の基本
目標で仮称にてカーボンニュートラルシティに向けた市川市みんなのチャレンジとありま
すが、みんなで取り組んでいこうというのは良いなと思いますが、私の印象では、「チャレ
ンジ」というのは現状を踏まえると少し印象が軽いように聞こえたので、もう少し切迫した
問題であるということが伝わるものがよろしいかと思ったので、意見としてお伝えします。

熊谷会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局（総合環境課長）

ありがとうございます。ご意見として承ります。

熊谷会長

野口委員、お願いします。

野口委員

資料1-2第6章6-2促進区域について、詳しく教えてください。①②③に該当する区域が複数指定できるということなののでしょうか。①については、妙典地区を想定しているということですが、脱炭素先行地域の国の補助金が不採択となったと思いますが、それを再チャレンジされるのか。再チャレンジするとしたら、合意を得た地区との関係性がどういう位置付けになるのか教えてください。

事務局（総合環境課長）

促進区域の対象としていくものは、国で示した4類型のうち、市川市では3つを挙げています。脱炭素先行地域についても、これから合意を得ていくこととなりますので、この地区に当てはまるものとして今後進めていきます。この3類型については、市で進められる施策として、再エネ導入の促進という観点で段階的に取組んでいくために、複数の類型を挙げております。

野口委員

脱炭素化先行地域は再度、申請されるのでしょうか。

熊谷会長

前回の審議会では国へ応募されたということでしたが、結果をご報告いただければと思います。

事務局（総合環境課長）

第1回審議会にてカーボンニュートラル推進課より報告がありました脱炭素化先行地域への応募については先日通知がございまして、残念ながら選定は見送りとなりました。詳細につきましては、次回以降、カーボンニュートラル推進課を含めてご報告させていただきたいと思っております。

熊谷会長

よろしいでしょうか。では、小倉委員お願いします。

小倉委員

資料1-1より二酸化炭素排出量の推計について、色々と方法が考えられる中で今回の手法も説得力のある方法の一つと思います。ただ、計算方法が自治体ごとに異なるというものは、他の自治体も自由に推計しているのか、あるいは何かのルールに基づいているのか、国が確認しているのか知りたいです。

熊谷会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局（総合環境課長）

環境省で定めております地方公共団体実行計画区域施策編策定実施マニュアルというのがございます。そちらには、各地方公共団体が各自のデータや考え方、これまでの経緯等を踏まえて、このマニュアルの中で解説する現況推計の手法以外の手法を選択することも可能ですと記されています。環境省が定める手法を用いても構いませんが、現況に合わせて独自に算出しても構わないということですので、今回市川市では乖離している部門があったため、実態に合わせた手法を取らせていただいております。

委員のご指摘通り各自治体によって算出方法が異なりますので、一概に横並びで比較するのは難しいところかなと考えております。

小倉委員

わかりました。独自の手法を用いるのは結構かと思っておりますので、算出方法をどこかに明示するようお願いいたします。

事務局（総合環境課長）

はい、ありがとうございます。

熊谷会長

他にご意見ご質問はございますでしょうか。では、小山田委員お願いします。

小山田委員

資料1-2第5章5-2について、この中に気候変動による影響に備えるという項目があったかと思いますが、今回その項目を外された理由があれば教えてください。

熊谷会長

事務局、お願いします。

事務局（総合環境課長）

今回見直しているところは第三次の区域施策編になります。前年度、気候変動適応計画の暫定版として作っており、今後、実行計画の事務事業編と今回の区域施策編と気候変動適応計画を統合していく予定です。

熊谷会長

ありがとうございます。次に、沢田委員お願いします。

沢田委員

少子高齢化がこれから進んでいく中で、動けなくなってくる高齢者の方もいらっしゃると思う。その中で電力を供給していく、電気が代わりにやってくるということで、資料1-2第6章のところソーラーパネルを来年度から新築の家に普及していくことになっているようですが、災害が起きたときにソーラーパネルを屋根の上に取り付けることによって、建物が倒壊しやすくなるということも発生しますし、耐久年数が40年後と言われていいますから、高齢化社会で付け替えの補助等も積極的に取り組んでいただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

熊谷会長

事務局、お願いします。

事務局（総合環境課長）

その点も踏まえて考えさせていただきます。

熊谷会長

その他、何かございますでしょうか。ほどだ委員お願いします。

ほどだ委員

第二次の実行計画との変更点として、今回の状況の変化に応じて新たな施策の追加や今まであった取組の削除を記載していただくと分かりやすくなるので、是非検討していただきたいです。

熊谷会長

本日、骨子（案）ということで出ていますので、今後の予定も含めてご説明いただければと思います。

事務局（総合環境課長）

第三次の内容について議論していただく関係で、このような資料構成になっておりますが、年度内に残り2回の審議会を開催する予定でありますので、分かりやすい資料の提供ができればと思います。ありがとうございます。

熊谷会長

その他にございますでしょうか。とくたけ委員、お願いします。

とくたけ委員

第6章6-5②太陽光発電による電力供給に伴う収益の一部の地域経済還元はどういった仕組みを想定されているのか、詳細が分かれば教えていただきたいです。

熊谷会長

事務局、お願いします。

事務局（総合環境課長）

地域新電力会社を設立しまして、そこで得た収益を環境面の事業で地域還元していくイメージになります。

とくたけ委員

より具体的なものが出てきましたら、示していただきたいと思います。経済が目標になってしまって本末転倒なことにならないように、お願いが出来ればと思います。

熊谷会長

今日は骨子（案）ということですので、今後の審議会の中で示されていくのかもしれませんが、資料1-2第5章の施策の目標であげられている「環境行動に取り組む市民の割合」について、どのようにパーセンテージを示そうとしているのか、現時点の考えをご説明願います。

事務局（総合環境課長）

これは市民の方々にアンケート調査を実施しまして、それを基に数字を出したいと考えております。

道下委員

色んなところで今までにもアンケートを実施されていると思いますが、例えば無作為にアンケートを実施されるのか、それとも環境団体とか携わっている方を中心にされるのか、対象によって変わってくると思います。前回の審議会でも市民の関心がとても低いのではないかという話が出たと思いますが、このアンケートの出し方によって数値が変わってくるかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

熊谷会長

事務局、お願いします。

事務局（総合環境課長）

今後進めていく中で、検討させていただきます。

熊谷会長

その他になれば、次の議題に移ります。「自然共生サイトへの申請について」報告を事務局よりお願いします。

事務局（総合環境課長）

資料2をご覧ください。別添資料のパンフレットも併せてご覧いただければと思います。最初に、「1 自然共生サイトとは」についてです。①世界では2022年に生物多様性条約第15回締約国会議が開催され、この中で2030年までに地球上の陸と海のそれぞれ30%以上を保護する『30by30』が世界目標として盛り込まれました。これによる②国の動向ですが、日本では2021年（令和3年）3月時点で国立公園などの国の保護地区のみでは陸域20.5%、海域13.3%であることから、国の生物多様性国家戦略では『30by30』を主要な施策に定め、保護地区以外にも民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を国が認定する「自然共生サイト」制度を令和5年度から開始いたしました。

この自然共生サイトに申請し認定されることで、OECM といった生物多様性保全に資する地域として国際データベースに登録されます。これによって陸と海の2つのエリアで30%以上を目指していくというものです。自然共生サイト申請はこれまでに令和5年度前後期、令和6年度前後期の計4回応募期間が設けられ、全国で前期にて122ヶ所、後期で62ヶ所、全部で184ヶ所が認定されています。申請者は企業、NPO、学校法人が多いものの、自治体や個人での申請もごさいます。千葉県内では植草学園大学の所有する植草共生の森や竹中工務店技術研究所の調の森など8ヶ所あり、自治体が申請者となったものはごさいません。次に2の登録のメリットとしては、OECM として国際データベースに登録されることで、国や世界が進める『30by30』へ市川市も貢献しているという意思表示、本市における生物多様性の価値の維持、向上のための先事例となり認定サイト以外への波及効果が見込まれること、指標化することで取り組み状況を定量的に管理することが可能となり生物多様性にかかる取り組みについてのひとつの指標になりえるということです。

また、それ以外にも認定サイトの情報は環境省ホームページで公表されるため、生物多様性の保全に取り組んでいる場所について多くの方の目に触れる機会が生まれ、シティセールスにもなると考えております。

続けて、3 認定基準についてです。①境界・名称に関する基準としては、申請区域が確定していること、②ガバナンス・管理に関する基準としては、申請に関し、土地所有者等の同意を得ていること、③生物多様性の価値に関する基準としては、国が示す9種類の価値（原生的な自然生態系が存する場、希少な動植物種が生息している場など）のいずれかを有すること、④活動による保全効果に関する基準としては、活動計画・モニタリング計画が定められていることが必要となります。

次に、4 申請対象地をご覧ください。市の公園や緑地のリストから一定規模以上のものを抽出したうえで、自然共生サイトの認定基準を満たすか否か、申請に必要な資料・データが収集可能かなどを勘案し、最も早期に申請準備が整うと見込まれる国分川調節池緑地 自然ふれあいゾーン、散策・休息ゾーンの一部としました。住所は、東国分3丁目、外環道路「道の駅いちかわ」にほど近い4.9haの土地であり、希少な動植物が観測されております。また、地域の中高生と市民団体との協働調査を実施しております。

事務局（総合環境課長）

最後になりますが、5 申請・認定に係るスケジュールとしましては、令和6年9月24日に令和6年度後期分にて申請を行いました。今後は、令和6年10～11月に環境省事務局による予備審査、令和6年12月～令和7年1月に環境省審査員による審査を通過できれば、令和7年3月頃、環境大臣による認定を受けることとなります。認定後は5年ごとに更新手続きが必要となります。

なお、このスケジュールは国分川調節池緑地についてのスケジュールであり、その他の地域についても並行して今後の申請に向けた検討・準備を進めてまいります。報告は以上となります。

熊谷会長

ありがとうございました。市川市として自然共生サイトへの申請を行ったという報告でしたが、只今の報告について何かご質問等はございますでしょうか。

石原委員

自然共生サイトへの申請について、昨年12月の市議会でも取り上げており、例示した大柏調節池緑地の方が適切と思っておりますが、今回国分川調節池を選ばれた理由あるいは大柏調節池も今後申請されるのか、教えてください。

熊谷会長

事務局、お願いします。

事務局（総合環境課長）

候補地については、我々もリストアップして順次進めている状況です。最初に準備が整った地点が国分川調節池でして、大柏調節池緑地も候補となっており必要な資料やデータの収集が整い次第、申請したいと考えております。

石原委員

国分川調節池緑地の準備が早く整ったということですが、どのような準備をしているのか進捗状況が分かれば、また、大柏以外の地点も今後どうなっていくのか教えてください。

熊谷会長

事務局、お願いします。

事務局（総合環境課長）

応募要件や施設の情報などを評価点としております。また土地の所有者から承諾が得られるかどうか、生物調査のデータが整っているか、活動団体がいるのか、将来性・発展性、立地条件等を基に検討しております。大柏調節池緑地の方も、評価点に大差はないですがデータを整えてから申請したいので、今回は申請を見送っております。

熊谷会長

ほどだ委員、お願いします。

ほどだ委員

シティセールスの話がありましたが、市川市は都心から近くて自然環境が豊かなので、とても素晴らしい取り組みだと思います。是非ポジティブに進めてもらいたいと思っていますが、例えば、将来、自然共生サイトによって開発行為が出来なくなってしまうという懸念材料があるか教えてほしいです。

熊谷会長

事務局、自然共生サイトについて、もう少しご説明いただければと思います。

事務局（総合環境課長）

特段、法的な制限があるわけではないので、開発行為が仮にあっても進めることは可能です。一方で、自然を守る観点でもむやみに開発行為を進めるのではなく、全体を考えた上で自然を残していくことも考える必要があると思うので、その点を気を付けながら進めたいと思います。

熊谷会長

道下委員、お願いします。

道下委員

国分川調節池緑地が候補に上がっているというので、とても嬉しく思います。ここは新しい施設ですし、道の駅が近く周りにも野球場やサッカーをしている子ども達もいて、子ども達や家族連れの方に環境に興味を持っていただく場所として相応しいと思います。有難うございます。

熊谷会長

小山田委員、お願いします。

小山田委員

国分川調節池緑地は、本来国分川が増水した場合は調節池としての役割が最優先事項なので、保全してきたものが破壊されることもあると思います。その場合、市の責務としては自然共生サイトに登録することで、何か発生するのか教えてほしいです。

熊谷会長

事務局、お願いします。

事務局（総合環境課長）

もちろんご指摘のとおり、川の氾濫で生態系が崩れる可能性はあると思います。仮にそうなった場合、長い時間かけて取り戻していくのか、基準に適合しなくなり区域の変更や認定の取り消しという可能性もあります。いろいろな自然現象が起きる中で、一番は自然を取り戻すことを前提に考えることがいいかと思います。

熊谷会長

沢田委員、お願いします。

沢田委員

『30 by 30』に向けて本市として、どのくらいの区域を登録していく予定なのか、また自然共生サイトの認定基準③9種類の価値の詳細を教えてください。

熊谷会長

事務局、お願いします。

事務局（総合環境課長）

まず1つ目の面積については、市川市としての面積56.39 km²、そのうちの30%以上保全するには16.9 km²が必要になります。市川市の場合、国の保護区である行徳鳥獣保護区が0.56 km²、今回申請した国分川調節池緑地が0.049 km²ですので、数字としてはまだまだ努力が必要です。2つ目については、別添の環境省の資料、3頁目に認定基準の記載があり9種類の詳細が記載されています。今回の国分川調節池緑地の場合は、④⑥⑧の価値をピックアップして申請をしております。

熊谷会長

その他、ご質問はございますでしょうか。杉本委員、お願いします。

杉本委員

質問ではないですが、ここまでの話は環境政策の観点ということで大事と思うが、調整池の機能や開発行為となると都市計画区域マスタープランにどのように明記されていくのか想定されておいた方が良くと思います。都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（通称、整開保（せいかいほ））の保全に関わってくるとは思いますが、整開保では新しい表現であるOECMに対応していないと思いますので、市の都市マスタープランにてOECMや調整池を申請したことについて、市の街づくりという環境政策以外の観点もあることを念頭に置くことが良いのではないかと思います。

熊谷会長

事務局、いかがでしょうか。

事務局（総合環境課長）

この先、令和8年度に市川市総合計画と都市マスタープランの策定がありますので、そちらとの整合を図っていきたいと考えております。

熊谷会長

市川市で『30by30』というのは、それぞれの市の状況に併せて違って来るかと思imasuので、全体的な方針で示していただければと思います。その他、特にないようでしたら、以上で2つ目の議題を終了します。本日は以上で予定の議題はすべて終了しました。これをもって「市川市環境審議会」を閉会いたします。